

【大切なお知らせ】

令和7年11月大分市佐賀関大規模 火災義援金の配分について（第1次）

令和7年11月18日に発生した大分市佐賀関大規模火災によりお寄せいただきました義援金を、被災者の皆様に公平かつ公正に配分するため配分方法や額を決定する「第1回令和7年11月大分市佐賀関大規模火災義援金配分委員会」を12月11日に開催し、第1次配分について以下のとおり決定しましたのでお知らせします。（※第2次以降については、改めてお知らせします。）

1. 配分対象・配分区分

- 罹災証明書を交付された世帯が対象です

配分区分	配分対象	配分金額
全壊	「全壊」と認定された世帯	100万円
大規模半壊～半壊	「大規模半壊～半壊」と認定された世帯	50万円
準半壊・一部損壊	「準半壊・一部損壊」と認定された世帯	10万円

2. 配分方法

口座振込

3. 必要書類

- 義援金配分申請書
- 罹災証明書
- 通帳の写し（※原則、世帯主名義のみ）
※振込口座が、世帯主名義以外（被災時同一世帯員に限る）
の場合は委任状

受付開始は

12月19日（金）
午前9：00～



4. 受付場所

市民サポートセンター、子ども企画課または郵送

（郵送先：〒870-8504 大分市荷揚町3番45号 大分市荷揚複合公共施設3階 子ども企画課）
※市民サポートセンターでの受付は、当面の間実施します。

5. 振込予定日

12月26日（金）までに申請された世帯は令和8年1月13日（火）に振込予定
※その後の申請は、順次振込予定

【お問い合わせ】大分市子ども企画課 097-574-6516

FAQ よくある質問

義援金配分委員会とは？

皆様からお預かりした大切な義援金を、被災された方々に公平かつ公正に配分するために設置される組織です。この委員会が、被害状況を考慮し、配分額や対象者などの重要なルールを審議し、決定します。

配分は1回のみ？

義援金は、複数回に分けて配分されます。今回のお知らせは、第1次配分の決定内容です。第2次以降の配分についても、配分委員会で審議・決定され次第、改めてお知らせいたします。

全員同じ金額がもらえるのか？

義援金は、被災された皆様の生活再建を支援するため、被害の程度に応じて配分額が異なります。配分委員会の決定に基づき、被害の大きい方から優先的・重点的に配分されます。